明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府一四）　二
〔告　示〕
○特定国外派遣組織を指定する件（総務三七）　四
○原戸籍の一部が滅失した件（法務四三）　五
○日本国に帰化を許可する件（同四四）　五
○電子政府の推進に向けた国立データセンター整備計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件（外務四二）　五
○航海用電子海図作成のための水路測量船建造計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件（同四三）　五
○首都圏における上水道施設のデジタル管理システム整備計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件（同四四）　五
○ドミニカ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とドミニカ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同四五）　五
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十六条の六の二第一項の規定に基づき製造等を広域的に禁止する指定薬物等である疑いがある物品の一部を改正する件（厚生労働三三）　六
○肥料を登録した件（農林水産三三九）　七
○水先人に免許を与えた件
（国土交通一〇六）　七
○砂防法第二条の土地を指定する件
（同一〇七、一〇八）　七
○宅地建物取引業法施行規則第十三条の十六第一号の規定に基づく登録実務講習の登録の件（同一〇九）　八
○都市計画に関する件
（東北地方整備局一九）　八
○都市計画に関する件
（関東地方整備局四〇）　八
○道路に関する件
（九州地方整備局一四、一五）　八
〔国会事項〕
官庁事項　八
〔叙位・叙勲〕　八
〔皇室事項〕　九
〔官庁報告〕
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　九
労　働
船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示（中部運輸局最低賃金公示一）　九
国家試験
令和六年度弁理士試験に係る委員等（工業所有権審議会）　一〇
国土調査の成果の認証の公告（国土交通省）　一二
〔公　告〕
諸事項
官庁
有権者申出方、広域漁業調整委員会会長公示、建設業の営業の停止命令関係　一二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　一二六
会社その他

府　令

○内閣府令第十四号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十三条の規定に基づき、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年二月十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第一条　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） **第八条**　［略］ ［2～17　略］ 18　この規則において「キャッシュ・フロー」とは、資金の増加又は減少をいう。 19　前項及び第五章において「資金」とは、現金（当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金及び電子決済手段（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項第一号から第三号までに掲げるものをいい、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第四十八号）第三十条第一項第五号に規定する外国電子決済手段等取引業者が取り扱うものに限る。）を含む。同章において同じ。）及び現金同等物（容易に換金することが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資をいう。同章において同じ。）の額の合計額をいう。 ［20～69　略］	（定義） **第八条**　［同上］ ［2～17　同上］ 18　この規則において「キャッシュ・フロー」とは、次項に規定する資金の増加又は減少をいう。 19　この規則において「資金」とは、現金（当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金を含む。第五章において同じ。）及び現金同等物（容易に換金することが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資をいう。第五章において同じ。）の合計額をいう。 ［20～69　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第二条　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　この規則（第十四号に掲げる用語にあつては、第一条第三項第二号を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一～十二　略］ 十三　キャッシュ・フロー　資金の増加又は減少をいう。 十四　資金　現金（当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金及び電子決済手段（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項第一号から第三号までに掲げるものをいい、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第四十八号）第三十条第一項第五号に規定する外国電子決済手段に該当するものにあつては同法第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者が取り扱うものに限る。）を含む。第五章において同じ。）及び現金同等物（容易に換金することが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資をいう。同章において同じ。）の額の合計額をいう。 ［十五～六十　略］	（定義） **第二条**　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一～十二　同上］ 十三　キャッシュ・フロー　次号に規定する資金の増加又は減少をいう。 十四　資金　現金（当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金を含む。第五章において同じ。）及び現金同等物（容易に換金することが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資をいう。第五章において同じ。）の合計額をいう。 ［十五～六十　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第三条　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） **第二条の二**　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一～三　略］	（定義） **第二条の二**　［同上］ ［一～三　同上］

四　キャッシュ・フロー　資金の増加又は減少をいう。

五　資金　現金（当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金及び電子決済手段（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項第一号から第三号までに掲げるものをいい、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第四十八号）第三十条第一項第五号に規定する外国電子決済手段に該当するものにあつては同法第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者が取り扱うものに限る。）を含む。第七十一条及び第七十三条において同じ。）及び現金同等物（容易に換金することが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資をいう。第七十一条及び第七十三条において同じ。）の額の合計額をいう。

［六～三十七　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第四条　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一～九　略］ 十　キャッシュ・フロー　資金の増加又は減少をいう。 十一　資金　現金（当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金及び電子決済手段（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項第一号から第三号までに掲げるものをいい、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第四十八号）第三十条第一項第五号に規定する外国電子決済手段に該当するものにあつては同法第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者が取り扱うものに限る。）を含む。第七十一条及び第七十三条において同じ。）及び現金同等物（容易に換金することが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資をいう。第七十一条及び第七十三条において同じ。）の合計額をいう。 ［六～三十七　略］	（定義） **第二条**　［同上］ ［一～九　同上］ 十　キャッシュ・フロー　次号に規定する資金の増加又は減少をいう。 十一　資金　現金（当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金を含む。第八十四条及び第八十六条において同じ。）及び現金同等物（容易に換金することが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資をいう。第八十四条及び第八十六条において同じ。）の合計額をいう。 ［十二～四十二　略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	［十二～四十二　同上］

（四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第五条　四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） **第三条**　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一～七　略］ 八　キャッシュ・フロー　資金の増加又は減少をいう。 九　資金　現金（当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金及び電子決済手段（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項第一号から第三号までに掲げるものをいい、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第四十八号）第三十条第一項第五号に規定する外国電子決済手段に該当するものにあつては同法第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者が取り扱うものに限る。）を含む。第七十五条及び第七十七条において同じ。）及び現金同等物（容易に換金することが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資をいう。第八十四条及び第八十六条において同じ。）の合計額をいう。 ［十二～四十二　略］	（定義） **第三条**　［同上］ ［一～七　同上］ 八　キャッシュ・フロー　次号に規定する資金の増加又は減少をいう。 九　資金　現金（当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金を含む。第七十五条及び第七十七条において同じ。）及び現金同等物（容易に換金することが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資をいう。第七十五条及び第七十七条において同じ。）の合計額をいう。 ［十二～四十二　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

とが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資をいう。第七十五条及び第七十七条において同じ。）の額の合計額をいう。

［十～四十二　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第六条　四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一～十二　略］ 十三　キャッシュ・フロー　資金の増加又は減少をいう。 十四　資金　現金（当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金及び電子決済手段（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項第一号から第三号までに掲げるものをいい、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第四十八号）第三十条第一項第五号に規定する外国電子決済手段に該当するものにあっては同法第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者が取り扱うものに限る。）を含む。第八十五条及び第八十七条において同じ。）及び現金同等物（容易に換金することが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資をいう。第八十五条及び第八十七条において同じ。）の額の合計額をいう。 ［十五～四十七　略］	（定義） **第二条**　［同上］ ［一～十二　同上］ 十三　キャッシュ・フロー　次号に規定する資金の増加又は減少をいう。 十四　資金　現金（当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金を含む。第八十五条及び第八十七条において同じ。）及び現金同等物（容易に換金することが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資をいう。第八十五条及び第八十七条において同じ。）の合計額をいう。 ［十五～四十七　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	［十～四十二　同上］

附　則

この府令は、公布の日から施行する。